

## ■ 公的年金を受給している人で次にあてはまる人

- 令和3年中の公的年金収入が400万円を超える人
- 公的年金以外の所得がある人（※年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です。）
- 医療費控除や雑損控除・扶養控除など各種控除を追加する人

※ 所得税が源泉徴収されている場合は、申告すれば還付される場合があります。

※ 収入が公的年金のみで、年金受給額が右の表にあてはまる人は、所得税も町県民税もかからないため、申告は不要です。

年齢(令和4年1月1日時点)	公的年金収入
65歳以上	148万円以下
65歳未満	98万円以下

## TAX 03 申告のときに必要なもの

### ■ 前年の収入を明らかにできるもの

- 給与所得の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産などの所得がある人は収支内訳書、収入と経費が分かる帳簿、領収書など
- 個人年金や各種報酬などの雑所得がある人は支払調書、個人年金支払証明書など



### ■ 各種控除額を証明する書類（※すでに源泉徴収票に記載されている場合は申告不要です。）

- 国民年金保険料、その他社会保険料等の領収書もしくは納付額証明書
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳や障害者控除対象者認定書など証明できるもの
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除明細書（今月号に折り込み） ※事前に記載してきてください
- 寄付金控除を受ける人は、領収書・受領書
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、住宅借入金等特別控除額の計算明細書・借入金の年末残高等証明書（※初回の申告はたがわ情報センターでの受付となります）

### ■ 所得税の還付を受ける場合は、申告者の通帳または口座番号のわかるもの

#### ■ マイナンバーと本人確認書類

- 申告者本人のマイナンバーカード（またはマイナンバー通知カード等、番号を確認できる書類と運転免許証等の本人確認書類）、扶養親族のマイナンバーのわかるもの

【注意】 不動産の譲渡所得がある人や事業所得で青色申告をされる人は、「たがわ情報センター」で確定申告を行ってください。

期間▶ 2月16日(水)～3月15日(火) (土日祝除く) 9～16時  
 田川税務署 ☎44-0430

### ■ 上場株式等の配当・譲渡所得の申告をされる皆さんへのお知らせ

上場株式等の配当所得や譲渡所得（源泉徴収のある特定口座取引分に限る）について所得税と町県民税で異なる課税方式（申告不要・分離課税・総合課税）を選択できます。所得税と異なる課税方式を選択する場合は、町県民税の納税通知書が送付されるまでに、確定申告書とは別に町県民税申告書を提出する必要があります。（注）令和3年分の確定申告より「住民税に関する事項」で「特定配当等の全部の申告不要」を申告した場合は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

ご不明な点などお気軽に税務課へ問合せください!!



お知らせ

令和4年度

税務課  
☎22-7762

# 税の申告

## TAX 01 申告期間

所得税および町県民税の申告受付が始まります。提出された申告書は、町県民税や国民健康保険税などの算定、所得証明書発行の基礎資料となりますので、期限内に申告しましょう。

▶ **公民館金田分館：2月16日(水)～3月15日(火) (土日祝除く)**  
 (福智町金田1153番地1) 午前の部：8時45分～11時45分 午後の部：13時～17時

- ※ 昨年と会場が変更になっていますのでご注意ください。
- ※ 赤池会場・方城会場での受付はありませんのでご注意ください。

下記にあてはまる人は入室をお断りさせていただきます。

- 入室時の検温で37.5℃以上の発熱がある人
- マスクを着用されていない人
- 風邪や倦怠感などの症状がある人

- ※ 令和4年1月1日時点で福智町に住民票がない人は、福智町での申告はできません。
- ※ 会場に入場されるかたの人数を制限しますので、できる限り分散し時間に余裕をもってご来場ください。
- ※ 医療費や収支の内訳などは、事前にまとめてご来場ください。

## TAX 02 申告が必要な人

### ■ 無収入や非課税収入のみで次にあてはまる人

- 所得証明書や課税（非課税）証明書が必要な人
- 18歳以上の国民健康保険加入者（※国民健康保険税の軽減判定に必要。未申告の場合、軽減措置が受けられませんのでご注意ください。）
- 遺族年金や障害年金を受給している人で、令和3年から初めて受給するようになった人

### ■ 営業・不動産・農業・雑所得（公的年金以外）・一時所得などの所得があった人

### ■ 給与所得者で次にあてはまる人

- 勤務先で年末調整をしていない人
- 2か所以上の勤務先から給与をもらった人
- 給与・退職所得以外の所得があった人（※給与・退職所得以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要。）
- 医療費控除や雑損控除・扶養控除など各種控除を追加する人

年末調整などの状況は勤務先にご確認ください

